

「北の縄文」SNS動画広告掲載委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

令和2年度及び令和3年度に制作したオリジナルPR動画をSNS動画広告として掲載し、令和3年7月に世界遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道全域に存在する縄文遺跡・文化（以下「北海道の縄文」という。）について、広く国内外へその魅力を発信することにより、これまで縄文遺跡や縄文文化へなじみがなかった層への「北海道の縄文」の認知度向上や、「北の縄文ファン」の来訪意欲を高めることで、世界遺産登録の効果の波及拡大を図り、地域の賑わいの創出につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3 業務の内容

(1) SNSへの動画広告掲載

- ・オリジナルPR動画「JOMON IN HOKKAIDO」令和2年度作成版（15秒）及び令和3年度作成版（30秒）を使用すること。なお、オリジナルPR動画は企画提案検討者からの申込みにより、同素材を記録した媒体を貸与する。
- ・2種類のSNSに掲載すること。
- ・縄文遺跡や縄文文化になじみのない層にも浸透させるようターゲットを設定すること。
- ・広告のリンク先は「北海道縄文世界遺産推進室」HP（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/>）とすること。
- ・広告の視聴実績の分析・検証

(2) その他

- ・広報媒体について、加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。

4 成果品

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理経過を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

(1) 本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体1部（A4版）

(2) 当該委託業務の処理成果を記載した報告書

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体3部（A4判）を納品すること。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 委託事業者

単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている

者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

6 審査項目

(1) 事業者の適格性

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道全域に存在する縄文遺跡・文化に関する知識を有しているか。

イ SNS等Web広告業務の十分な実績を有しているか。

ウ 実施スケジュールが適切か。

エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア 掲載するSNSの選定は適切か。

イ 広告を掲載する時期や期間、表示回数は適切か。

ウ ターゲット設定は効果的かつ適切か。

エ 効果測定がわかりやすく、適切な改善提案が見込めるか。

オ より効果が見込まれる手法、PR等の提案はあるか。

7 業務上の注意事項

(1) 業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 予算上限額

2,482千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和5年3月24日（金）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出期限等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年8月12日（金）午後5時必着

イ 提出場所 10(4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）

エ 提出様式 別添1のとおり

- オ 提出部数 1部
- (2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数
- ア 提出期限 令和4年8月24日(水)午後5時必着
- イ 提出場所 10(4)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る)
- エ 提出様式 別添2のとおり
- オ 提出部数 6部(法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)
- (3) 質問の受付
- 電子メール(メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp)で受け付けます。
「件名」に【質問:「北の縄文」SNS動画広告掲載委託業務<企業名>】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。
- なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。
送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
- (4) 提出窓口
- 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
担当 依田
電話 011-231-4111(内線24-145)
FAX 011-232-8695

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本事業の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(4)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が6者以上の場合には、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。